

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年頃からは、会社C工場（以下「事業場」という。）の工場長として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、事業場内で倒れていたところを発見され、D病院に救急搬送されるも、「脳出血、くも膜下出血」と診断され、翌〇日に死亡した。死亡診断書には、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午前〇時〇分」、「直接死因：クモ膜下出血」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の疾病名及びその発症時期について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書及び平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者は、平成〇年〇月〇日に「くも膜下出血」（以下「本件疾病」という。）を発症したものであるとしており、当審査会としても、同医師の意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、虚血性心疾患等に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。

(3) そこで、認定基準に基づき、本件について検討すると、次のとおりである。

##### ア 異常な出来事について

本件疾病の発症直前から前日までの間において、被災者が業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

##### イ 被災者の労働時間について

被災者の時間外労働時間について、監督署長は、被災者がタイムカードを打刻した時間を機械的に始業時刻、終業時刻として認定し、休憩時間については、一律「1時間20分（所定休憩時間は1時間。午前と午後で10分間の休憩時間）」と認定している。なお、同タイムカードによれば、被災者は、始業時刻よりも1時間から2時間以上早めに出勤している日が複数認められるところ、監督署長は、これらの日についてもタイムカードに打刻された時刻を機械的に始業時刻として認定している。

これに対し、審査官は、決定書理由に説示のとおり、①会社関係者が、「被

災者は、始業時刻よりも早く出勤してタイムカードに打刻をしているものの、早めに出勤して事業場の鍵を開ける等の必要はなかった。また、被災者は、始業時刻までは事務室で寝ており、同時刻まで業務を行っていたことはない。」旨述べていること、②被災者は自ら作業を行うわけではなく、パートタイム労働者への指示出しが業務であるところ、同パートタイム労働者がおおむね午前〇時〇分に出勤していることが確認できること、及び、③被災者のタイムカードをみると、午後に早退している日が複数確認できること等を総合的に勘案し、始業時刻については午前〇時〇分に修正し、早退した日の休憩時間については、〇分間の午後休憩を控除する等、所要の修正をしていることが認められる。

当審査会としては、審査官の作成した労働時間集計表は、被災者の就業実態に則して、労働時間を計算したものであることから、これを妥当なものであると判断する。

#### ウ 短期間の過重業務について

本件疾病発症前おおむね1週間についてみると、被災者は同期間において時間外労働を行っておらず、休日も〇日間連続で確保されていることが認められることから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、被災者が過重業務に従事したとは認められないものと判断する。

#### エ 長期間の過重業務について

被災者の本件疾病発症前6か月間（以下「評価期間」という。）の時間外労働時間については、決定書理由に説示のとおり、発症前1か月の時間外労働時間は10時間03分であり、発症前2か月間から6か月間までにおける1か月当たりの平均時間外労働時間については、最も長いもので11時間00分であることから、過重な時間外労働があったとは認められないものである。

このほか、本件の一件記録を精査するも、特段の業務負荷要因は認められないものであり、当審査会としても、評価期間において、被災者が特に過重な業務に従事したとは認められないものと判断する。

- (4) 以上から、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、当審査会としても、被災者の本件疾病の発症及

び死亡は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(5) なお、請求人は、前記意見書において、「被災者は、死亡前日、事業場の鍵を開けるために出勤をしていることから、この点を考慮すべきである。」旨主張するものの、審査官の作成した労働時間集計表において、同日は既に休日出勤として組み込まれているものである。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。